

伊万里市空き家家財処分費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、空き家等の利活用の促進を図るため、空き家等の所有者等又は購入者に対して、予算の範囲内において伊万里市空き家家財処分費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 現に使用していない又は使用しなくなる予定である市内に存在する独立した建物（居宅、店舗、事務所及び倉庫をいう。）及び付属地（建物の敷地その他建物に付随する土地をいう。）並びに建物解体後1年未満の宅地をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買又は賃貸借を行うことができる者又はその相続人をいう。
- (3) 市税等 伊万里市税条例（昭和29年条例第24号）第3条及び伊万里市国民健康保険条例（昭和34年条例第19号）第10条に規定する税その他公課又はその他市区町村における同様のものをいう。
- (4) 協力事業者 伊万里市空き家情報バンク（以下「空き家バンク」という。）による空き家等の媒介に関する事項の協定を締結している事業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者で、市内に事務所を有する者に限る。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第7条に定める事前申込を行った後、空き家バンクへの登録申請を行い、成約するまで3年間は空き家バンクへの登録を予定している空き家等の所有者等又は空き家バンク登録物件の

購入契約後1年未満の者で、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 補助金の交付申請時において、市税等の滞納がないこと。
- (2) 伊万里市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団及び暴力団員若しくはこれらに準ずる者又はその構成員でないこと。
- (3) 伊万里市空き家改修移住奨励金の交付を受けていないこと。

（補助対象物件）

第4条 補助の対象となる物件は、第7条に規定する事前申込までにこの要綱に定める補助金の交付を受けていない空き家等とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) ごみ処理手数料
- (2) ごみの運搬に係る費用
- (3) 廃棄物処理業者等への処分委託費用
- (4) 特定家庭用機器リサイクルに係る費用
- (5) 空き家等の屋内外の清掃費
- (6) 空き家等の屋外の樹木伐採・草刈に係る費用（ただし空き家等の敷地内に限る。）
- (7) その他市長が適当と認める経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で、10万円を限度とする。

（事前申込）

第7条 補助対象者は、補助事業に着手する前に、伊万里市空き家家財処分費等補助金事前申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書を提出した者は、1年以内に補助事業を完了し、交付申請するもの

とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに伊万里市空き家家財処分費等補助金交付申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、伊万里市空き家家財処分費等補助金交付決定通知及び額の確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条第1項の通知を受けた交付対象者は、速やかに伊万里市空き家家財処分費等補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたと認められるとき又は空き家バンク登録後3年以内に成約又は災害等以外の理由により当該登録を取り消したときは、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により交付を取り消したときは、伊万里市空き家家財処分費等補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により、交付対象者に通知するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年10月1日告示第208号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付の決定を受けた者に対するこの要綱の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則（令和6年4月1日告示第110号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年1月27日告示第11号）

この要綱は、告示の日から施行する。